

「決定往生集」の研究

——特に第五修因決定章を中心にして——

明山安雄

一

南都淨土教、ことに三論系淨土教のなかにおいて永觀〔長元六年（一〇三三）〕と天永二年（一一一）と同じく淨土教に關する論著を遺している人としては珍海があげられる。

珍海は寛治六年（一〇九二）に出生し、出家して後、東大寺東南院の覺樹に師事して三論を學び兼ねて華嚴・法相・因明などを研鑽した。かれはまた眞言の大阿闍梨醍醐院の定海僧正から密教を傳受され、まさに顯密二教を兼學した學僧であるとともに、佛畫師としても活躍し、名聲を博していた人師である。

學僧珍海が著した數多い論著のなかにあつて淨土教思想を論述しているものとしては、「菩提心集」^①一卷、「決定往生集」二卷、「安養知足相對抄」一卷の三部五卷がある。これらの論著はみな珍海の教學の基盤である三論教學の立場をもつて淨土教思想に焦點を當てて論述したものである。なかんずく「決定往生集」および「菩提心集」は淨土教思想をもつとも組織的に論述したものとして注目され、これらが源信〔天慶五年（九四二）〕と寛仁元年（一〇一七）〕の「往生要集」、永觀の「往生拾

因」とともに法然淨土教成立に至るまでの叡山系、南都系兩淨土教の思想的傾向を知ることのできる主要論著であることはいうまでもない。

かかる意味において本稿では、法然上人と時代的に最も近い珍海の「決定往生集」二卷に論述せられている淨土教思想、特に第五修因決定章を中心に、それを源信および永觀の思想と比較検討しながら論を進めたいと意圖するものである。

二

珍海の淨土教思想をもつとも組織的に論述しているのは「決定往生集」である。この論著において先ず注目しなければならないのは本書論述の動機である。このことについて開卷冒頭に、

「言決定往生是淨教之宗旨也、夫西方淨土之道經論同開稱念佛陀之行愚智共從、良以契時稱機故耳、然或知而不趣或趣而莫進卽如予之流也、豈其可不痛乎、所以今者考尋文理將流疑滯欲安心於決定往生をもつとも組織的に論述したものとして注目され、これらが源信〔天慶五年（九四二）〕と寛仁元年（一〇一七）〕の「往生要集」、永觀の「往生拾

じある。西方淨土往生の行は諸經論に同じく説かれているものであ

つて、愚智ともに従うところの時機相應の教えである。しかるに西方淨土の教道である稱名念佛行を信じ得ない人々が多くいる。それらの人々に對して疑を流し「決定往生」の確信を得せしめるために、諸經論疏に説かれている文理（思想的根據）を探求しようとする心情の發露が本書論述の動機であり、「決定往生集」の書名もまた、ここに由來するといえようか。

さて、珍海は「決定往生」の義について

「今以三事示其決定、一教文二道理三信心」⁽³⁾

と示し、これを「教文、道理、信心」の三方面より論證している。

すなわち、教文においては「稱讚淨土經」「觀無量壽經」「大乘起信論」などの諸經論によつて「稱名利益」「觀想利益」を、道理においては「依教願生」すれば必ず往生を得るとなし、信心においては、「若於如上文理之中心生信受卽名決定以決定者爲信相故、觀經云必生淨國心得無疑上無疑卽信決定稱也」⁽⁴⁾

とあつて「決定信心」のあることを強調している。つづいて、「於此文義更有三種一果決定、二因決定、三緣決定」⁽⁵⁾

として三決定に分ち、さらに三決定と十門に開いて論述している。

この十門が本書の中心となつてゐることに注意すべきである。
すなわち、十門とは

一、「依報決定」

二、「正果決定」

三、「昇道決定」

四、「種子決定」

五、「修因決定」

六、「除障決定」

七、「事緣決定」

八、「弘誓決定」

九、「攝取決定」

十、「圓滿決定」——「惣」⁽⁶⁾

である。以上のことからして一、「依報決定」二、「正果決定」三、「昇道決定」の三決定章は淨土の「果」を、四「種子決定」五、「修因決定」六、「除障決定」の三決定章は淨土往生行の「因」を、七、「事緣決定」八、「弘誓決定」九、「攝取決定」の三決定章は淨土往生の「縁」について説き、十、「圓滿決定」は「果・因・縁」の三決定を總括したものである。すなわちこれは「初三是果、次三是因、次三爲縁、後一是惣」⁽⁷⁾とあることによつてうなづけよう。

これによつて珍海の所説の概要を紹介すると次ののようなものである。

先ず「往生の因」としては、衆生に本來覺性（佛性）と往生の宿善のあること（第四種子決定）と、往生の業因として發菩提心、念佛行のあること（第五修因決定）と、念佛に罪障を滅する功德のあること（第六除障決定）との三決定にあるとして、かかる「往生の因」があつたとしても「縁」なくしては往生することができないとし、その「縁」として娑婆と極樂との因縁淺からぬこと（第七事緣決定）と、阿彌陀佛の本願力（第八弘誓決定）と、阿彌陀佛の光明攝取の利益（第九攝取決定）とに

よつて「決定往生」ができるとしている。かかる「因」と「縁」とによつ

て、凡夫といえども極樂淨土に往生して不退を得ることができるとしている（第一依報決定、第二正果決定、第三昇道決定）と論じている。以上の十門を論證するにあたつて、珍海は多くの淨土教關係經論疏を引用して、その文理としている。ここでその代表的經論疏をあげるならば、「觀無量壽經」「無量壽經」「阿彌陀經」「無量清淨平等覺經」「寶積無量壽如來會」、世親の「往生論」、彙編の「往生論註」、道綽の「安樂集」、嘉祥寺吉藏の「觀無量壽經義疏」、淨影寺慧遠の「無量壽經義疏」、「觀無量壽經義疏」、「大乘義章」、善導の「觀經疏」、「往生禮讚」、「觀念法門」、懷感の「釋淨土群疑論」、迦才の「淨土論」、源信の「往生要集」、永觀の「往生拾因」などである。このように、珍海がことに嘉祥寺吉藏、淨影寺慧遠、善導、迦才の説を重視して淨土教思想を取扱つてゐるところよりも、かれが、それらの教學を基盤として淨土教思想を立論してゐることが明らかである。

さて、前述したように、珍海は「決定往生集」二卷を十門に分科して論述している。それは、かの源信の「往生要集」の十門分科、永觀の「往生拾因」の十因分科などによつて、先行書の形態を論證形式として繼承したものであると考えられるが、その十門分科は「往生要集」「往生拾因」などと比較するならば、それが一層詳細を極めていることが明らかであろう。

以上の理解を通じて、珍海の「淨土往生の因」として、最も組織的に立論している「第五修因決定」章について論をすすめることにする。

「修因決定」章は一、「惣明修因」二、「別明菩提心」三、「明往生正業」四、「明修行相」五、「明稱名益」六、「明念分齊」（別明一念十念義）の六門を擧げてゐる。

「惣明修因」の條において、淨影寺慧遠の「觀無量壽經義疏」より略抄して「修戒」「修施」「修惠」「護法」など一切の善業は皆淨土の因法であるとし、つづいて世親の「往生論」に説く「五念門」、「觀無量壽經」に説かれてゐる、一、「十六相觀」（修觀往生）—定散二善二、「三種の淨業」（修行往生）—三福、三、「修心往生」—三心（至誠心・深心・迴向發願心）、四、「歸向往生」などをあげ、觀經の三福については、「初共凡法、次共三乘、後是大乘不共行也」⁽¹²⁾イとし「發菩提心、深信因果、讀誦大乘、勸進行者」の淨業は「大乘不共行」とされており、

「若大若小、若定若散、若事若理、凡是善者皆淨土因也」⁽¹³⁾

と述べ諸行も往生の因となるとしている。

つぎに珍海の菩提心についての見解をみると、

「別明菩提心者問爲但求生淨土便得往生爲要發菩提心耶、答云要發菩提心方生極樂」⁽¹⁴⁾とあつて淨土に往生するには「菩提心」を發すべき事を強調してゐることである。すなわち、

「觀經疏云、祥通論三福十六種觀皆淨土因、別卽菩提心以爲業主餘善爲緣云。淨影大師依雙卷經三輩往生皆云發菩提心、又釋中品文云要由發菩提心種大乘種、方乃得生釋下品文云此人過去會修大乘、故大經中宣說此人發菩提心准此等文要以無上大菩提心爲其往生之正因耳」⁽¹⁵⁾

どし、嘉祥大師吉藏の「觀無量壽義疏」、淨影寺慧遠の「無量壽經疏」などの所說を引用して、「無上大菩提心」が往生の正因であり、業主となるとし、つづいて彙編の「往生論註」、道綽の「安樂集」、迦才の「淨土論」などの菩提心論の所說も同じ立場にあることを述べている。⁽¹⁵⁾

さて、珍海は菩提心をもつて往生の正因、業主としているが、その菩提心の相貌はいかなるものかについては、淨影寺慧遠の「大乘義章」卷九、「發菩提心義三門分別」説によつて説明している。すなわちここに圖示すると、

一、相發心
一、厭爲心—生死の過患を知つて
深く厭心を生ず。

二、求無爲心—佛果の説を聞いて發心趣求する。

三、度衆生心—諸の衆生の有苦、無苦を念じて濟度の心を起す。

發菩提心

二、息相發心

三、證發心

である。これらの三種（相發心、息相發心、證發心）の發菩提心について、珍海は常沒の凡夫の發菩提心の可能性について問答を出していることに注意したい。すなわち、

「問如今所見常沒凡夫但能樂求五妙境界、何能遠及佛功德乎、適有

長苦者唯怖畏三途設厭五道唯求自度耳、若爾如何發菩提心耶、答禪

林云人非木石好自發心云、今云發菩提心甚爲易得所以者何具因緣故、故法花云佛種從緣起此明聞一乘經發菩提心、故云從緣起也、一

乘卽是二佛乘、佛乘卽是大乘也、故知但能聞大乘經必定便發菩提心云⁽¹⁶⁾

「然其發心淺深重重、且論大分卽爲三階、一相發心如前已辨、二息相發前轉深、三證發心轉更甚深、此三各有無量淺深、故涅槃說四依菩薩於八恒佛所發菩提心云、故知發心淺深無量」

として、常沒の凡夫に對して息相發心、證發心の菩提心は難行であるとしている。しかば易行なるものとはいなるものであるかといふことになつてくるわけである。その疑問を解くべきものとして珍海は、「然於此中且明最初一念發心、謂十信前常沒位中遇善知識得聞大乘發心隨順愛樂、適起此心名發道心乃隣近善趣人也⁽¹⁷⁾」發菩提心義章發心者卽此世人厭世非常欣求淨土是發心也、故觀經中韋提希夫人現是也⁽¹⁸⁾此人實大遇惡子緣厭捨娑婆濁惡不善、唯求西方下劣淨土、但此心爲淨土因、大師判云發菩提心以爲業主」

と述べて、相發心に説かれている菩提心の立場をとつていることが理解される。すなわち十信前の常沒の凡夫が發す菩提心であり、世の無常を厭い、淨土を欣求する「厭欣の願生心」を菩提心としている。かかるところよりして、珍海の立場は「厭欣の願生心」として理解していく

ところよりして、菩提心の易行化への傾向を認めることができる。かかる難から易への傾向をみることができるが、それでは珍海の先輩である源信、永觀は菩提心についてどのような見解をもつていたであろうかを考察することにしよう。

源信の「往生要集」、大文第四正修念佛門に世親の「五念門」を明す第三作願門に、

「綽禪師安樂集云大經云凡欲往生淨土要須發菩提心爲源……中略……淨土論云發菩提心者正是願作佛心、願作佛心者即是度衆生心、度衆生心者即是攝受衆生有佛國土心、今既願生淨土故先須發菩提心也已、當知菩提心是淨土菩提之綱要、故聊以三門抉擇其義、行者勿厭繁、一明菩提心行相、二明利益、三料簡、初行相者總謂之願作佛心亦名上求菩提下化衆生心、別謂之四弘誓願、此有二種、一緣事四弘願是卽衆生緣慈或復法緣慈也、二緣理四弘是無緣慈悲也」⁽²⁰⁾とあって、源信は菩提心はこれ菩提の綱要なることを主張して行相、利益、料簡の三門に分けて詳論している。先ず菩提心の行相を示し、佛にならんと願う心「願作佛心」でありこれを「上求菩提下化衆生」の心とし、この菩提心に縁事と縁理の四弘誓願のあることを説いている。縁事の四弘誓願とは衆生縁、法縁の慈であり、縁理の四弘誓願とは無縁の慈悲である。縁理の四弘とは、度・斷・知・證である。このなかで、度・斷・知はそれぞれ三聚淨戒(饑益有情戒、攝律儀戒、攝善法戒)、佛の三德心(恩德心、斷德心、知德心)、三因佛性(緣因、正因、了因)、佛の三身菩提因(應、法、報)に對應し、證は度、斷、知の行願を具足することによって、三身圓滿の菩提(自利)を證得し、廣く一切衆生を度(利他)することなりとしている。次に縁理の四弘とは、諸法實相の理にもとづき、諸法は非有非無、本來寂靜である。かような絶対の立場より、絶対になれぬ相對的現實世界には自他の差別、苦樂があるのを見て、慈悲を起し、度、斷、知、證の誓願を發すとしている。

決定往生集の研究

以上の縁事、縁理の四弘誓願はともに「利圓滿を願う心で、初めの二願は衆生の苦・樂の拔苦であり、後の二願は衆生に道・滅二諦の興樂とされる。また初めの一願は衆生のための拔苦與樂、後の三願は利他を全うするための自利で、自己の斷知證を求願するものである。かくして源信は、

「可云自他法界同利益共生極樂成佛道、心中應念我與衆生共生極樂圓滿究竟前四弘願云」⁽²¹⁾

とするものである。以上述べて來たように、源信の菩提心についての見解は、廣大かつ深理の行相の立場をもつてているが、料簡の條に、「自利行非是菩提心之所依得報亦少云何獨願速生極樂、答豈不前言願極樂者要發四弘願隨願而勤修、此豈非是大悲心行、又願求極樂非是自利心」

とあって、極樂を願求することは、彼の土において菩提の願行を圓滿し、一切の衆生を利益せんとする目的を明確にし、つづいて、「應知念佛修善爲業因往生極樂爲華報、證大菩提爲果報利益衆生爲本懷云」

と述べ、念佛が修善と同列に淨土往生の業因とせられていくことは「往生要集」序文に告白している立場を示すものであると考えられる。⁽²²⁾要するに源信の菩提心は、五念門の中、作願門とする以上、菩提心を淨土往生因法の業主とする珍海の立場と同じく起行と解釋することができるようか。

しかし注意すべきことは、源信の菩提心論は廣大かつ深理を藏するものであり、兩者の差異のへだたりが相當なものであることを見逃し

ではならない。

つぎに永觀の立場はいかなるものであろうか。永觀は「往生講式」の「第一發心菩提門」において、

「欲往淨土必發道心人非木石好自發心夫欲發菩提心者須觀流來生死、所謂想像無始以來輪廻六趣備受諸苦……中略……何況朝開榮華暮隨無常之風、宵斷朗月曙隱別離之雲、一生是風前之燭萬事皆春之夢豈只安然眠牀上乎、無常忽至何得逃焉……中略……哀哉再歸三途之故鄉重受惡趣之苦果不如早厭一生之名利偏期菩提妙果若得自厭悲他未厭今求淨土只爲衆生是爲菩提心初之初、今一念菩提心之寶珠已繫第八賴耶之衣裏、斯實長夜之明珠淨土玄軌也、抑一華開者天下皆春⁽³⁵⁾一發心者法界悉道身雖人身心同佛心既發難發之道心蓋往易往之淨土⁽³⁶⁾」

といつて、永觀の菩提心については、生死の輪廻を厭い佛果菩提を期しようとする「厭離穢土欣求淨土の願生心」と理解できよう。この心を「菩提心初之初」とし、厭離の心が菩提心の基本となるもので、このような菩提心の理解は、珍海と同じく易行への傾向がみられるものである。このような易行の傾向を認めることができる。

最後に、珍海は菩提心論展開にあたって、菩提心は菩提を求める心とするが、菩提には「法・報・應」の三身菩提論を展開し、彌陀の佛身佛土は「應身應土」と解し、「應身菩提」に對する菩提心と結論づけていることを附言しておきたい。

前述してきたように、珍海は、先ず菩提心を淨土往生の業主とすると主張してきたが、この菩提心の業主としての隨縁所起の諸業のなか、いざれを正業とするかについて問い合わせをして往生の正業について論じてある。

すなわち

「觀經導和尙疏第四云何有二種、一者正行專依往生經行行者是也、一心專讀誦此觀經彌陀經無量壽經等、一心專想觀察彼國依正、若禮卽一心專禮彼佛、若口稱卽一心專稱彼佛讚嘆供養亦爾、又就此正中復有二種、一者一心專念彌陀名號行住坐臥不問時節久近念念不捨是名正定之業順彼佛願故、若依禮誦等卽名助業、除此正助二行已外自餘諸善悉名雜行、卽心常間斷雖可迴向得生衆名疎雜之行也⁽³⁷⁾」

と述べている。珍海はここに善導の「觀經疏散善義」就行立信の正雜二行に關する文を引用していることは、修因決定において發菩提心を往生の業主とし、隨縁所起の諸業のなかにあって、なにを正業とするかの問い合わせに對し、往生の正業として善導の稱名正定業の説を繼承し、往生の正業として稱名念佛を論證しているものである。ここに注意すべきは、珍海はこの稱名正定業であるとする本願の稱名を四十八願中の第二十願と解釋していることである。すなわち、

「順本願者四十八願中云聞我名號係念我國⁽³⁸⁾今云稱名實是正中之正也」

とあって、散善義の「名正定之業順彼佛願故」とある本願を第二十願と理解し、稱名を「正中之正也」としている。かれはまたつづいて、「小經云執持名號若一日乃至七日、觀經說ト品生云稱佛名故於念念

中除八十億劫生死之罪、占察經云隨彼世界佛之名號專意誦念一心不亂決定得生彼佛淨國⁽²²⁾」と述べ、「阿彌陀經」の「執持名號」、「觀無量壽經」の「下下品の稱名」、

「占察善惡業報經」等を引用して論證している。

さて、珍海は稱名を「正中之正也」としたこの第二十願觀について、八、「弘誓決定」章の條に、

「本願中云至心信樂欲生我國乃至十念若不生者不取正覺唯除五逆誹謗正法上⁽²³⁾。如是反覆簡別分明故名決定又由願力令諸衆生定生淨土故名決定……中略……下劣凡愚三障雖重若乘願力速渡生死卽以信稱念佛號名爲乘也……中略……良以四十八大願運載衆生、故現爲車乘令渡生死故亦爲船舫也願力大故能接一念十念及狐疑者⁽²⁴⁾」

といい、第十八願の文を引き、彌陀の本願救濟が決定されていることを四十八願の第十八願で代表せしめている。

このように、阿彌陀佛の全體的願意を第十八願において見出し、第二十願は第十願の願意の中に往生行の實踐方法に關する表示であるとして、理解せられたものである。

このように考えるならば、珍海の稱名正定業は、「是正中之正也」といひながらも、むしろ「念佛諸行」を併行する傾向が見出され「聞我名號係念我國」と、第十八願の「乃至十念」の念佛と同じ意と解釋することができるのである。

さて、珍海が善導の「觀經疏散善義」に注目し、稱名正定業を往生の正業としているが、これは永觀の思想的影響ではなかろうか。すなわち、永觀の「往生捨因」には、それに先立つて成立をみた源信の「往生

要集」に見出すことのできなかつた善導の「觀經疏散善義」（以下、散善義と略稱）の思想が受容されていることである。

日本淨土教思想史上において、「散善義」の思想を最初に受容したのは源隆國（寛德元年（一〇四四）～承暦元年（一〇七七））の編纂した「安養集」十卷であるといわれている。これに續いて作者未詳の「安養抄」⁽²⁵⁾七卷に繼承され、漸次「散善義」に對する關心、注目が高まってきた。

永觀はかかる繼承、傾向に連なるかのように「散善義」に注目し關心を寄せてゐるが、かれは自らの思想形成の基盤にそれを受容吸收しようとしている態度は重視されなければならない。かくして、「往生捨因」において「散善義」の受容を具體的にうかがえるものとしては、第十因「順本願」章において念佛が本願に隨順する行であるから往生因となり得ることを論證する思想的根據を、

「本願云十方衆生至心信樂欲生我國乃若十念若不生者不取正覺⁽²⁶⁾」と、第十八願の文を引用し、さらに、

「善導和尚云行有二種、一一心專念彌陀名號、是名正定業順彼佛本願故若依禮誦等即名助業除此二行自餘諸善悉名雜行已⁽²⁷⁾」

と、まさしく善導の「散善義」に示されている「就行立信釋」を繼承し、本願念佛行について、正雜二行、正助二業の分別説を引用し、稱念佛が本願に隨順する行であるから正定業と云われるべきことに注目している。さらにつづいて、

「是故行者係念悲願至心稱念除不至心者不順本願」⁽²⁸⁾と、正定業である稱念行について、強く「至心」を要請し「至心」でないものは本願に順じないという點に注意しなければならない。

この「至心」という條件を打ち出していることは第十八願すなわち念佛往生願に對する永觀獨自の見解である。この見解を示すものとして、第八因「三昧發得」章に、

「人欲生我國口唱我名、心猶散亂若非一心違我本願可耻可耻早速制伏一心不亂⁽³⁵⁾」とあり、また、第七因「三業相應」章に、

「心餘緣不能專念散亂甚多豈得成就發聲不絕稱念佛號、三業相應專

念自發、故觀經說至心稱名令聲不絕」⁽³⁶⁾とあって、正定業、第十八願の念佛、觀經下下品の稱名をもつて散心の稱念でないとしている。

かかる見解にみられるように、永觀の所謂「至心」の稱念とは一體いかなる意味をもつものであろうか。「往生拾因」に念佛に十種の往生因が具備していることを示し、その一々に「一心稱念阿彌陀佛……：故必得往生」とあり、永觀の稱名念佛思想のもつ性格を決定するものは實に「一心稱念」にある。「この一心は「專念」の「一心」であり、「三昧の一心」であつて、稱名によつてこれを得なければならぬとしている。さて、第八因「三昧發得」章において論述している口稱念佛によつて三昧發得し、それが往生の因となす自説の根據を善導教學の上に見出していることに注目したい。すなわち、

「文殊般若下卷云佛言若善男子善女人欲入一行三昧應處空閑捨諸亂意不取相貌繫心一佛專稱名號隨佛方所端身正向能於一佛念佛相續、即於念中能見過去未來現在諸佛已上善導和尚云若得口稱三昧者心眼即開見彼淨土一切莊嚴已上」⁽³⁷⁾

と、善導の「觀念法門」および「往生禮讚」に引用されている「文殊

般若經」に説く一行三昧説である。これは「文殊般若經」に説かれてゐる「事」の一行三昧を示すものであつて、名號を専ら稱えることによつて一行三昧に入ると説く、口稱による三昧の發得である。さらに「觀念法門」に引用されている「般舟三昧經」の見佛三昧説であつて、口稱によつて三昧に入り見佛する義を述べ、善導を三昧發得者として注目している。すなわち、

「和尚既是三昧發得之人也、豈有謬乎、故知一心者唯等持定、依斯行者廢餘一切諸願諸行唯願唯行念佛一行散慢之者千不一生專修之人萬無一失」⁽⁴⁰⁾

と述べている。かくして、永觀は口稱念佛によつて三昧に入り、定心の專念を修し、それが往生の因となり得る根據を、「觀念法門」の作者であり、かつ三昧發得者という善導の實踐的立場の上に見出してゐるのである。ことに永觀は、行者は一切の諸願諸行を廢して、口稱念佛一行を唯願唯行すべきことを強調し、專修念佛行をすすめている。要するに、永觀と珍海の兩者は善導の「觀經疏散善義」の「就行立信釋」の正雜二行によつて稱名正定業説を論證しているが、永觀においては前述してきたように、稱名はあくまでも三昧發得のための手段であつて、それ自體往生の因法とはせず「至心」の念佛を強調し「至心」でないものは本願に順じないと論じてゐる。また珍海にあつては、菩提心を往生の業主とし、稱名を隨緣所起の往生の正業と論じ、稱名正定業を第二十願の行とするなど念佛諸行容認の立場にあることが理解できよう。

さて、珍海は隨縁所起の正業としての稱名實踐の修行の相を論ずるにあたつて「長時修」と「別時修」の二種の行相を明かしている。すなわち、「長時修」とは、

「長時知日日所作成復毎月毎年等、但是一生所作皆爲長時、若日日稱名一萬二萬遍等、導和尚云觀念法門日別念彌陀佛一萬畢命相續者卽蒙阿彌陀加命得除罪障⁽³⁾」

とあつて、これは善導の「往生禮讚」に説く「恭敬修」「無餘修」「無間修」「長時修」の四修法を繼承しそう更に「觀念法門」に説く彌陀の願力を増上縁とし、畢命を期となし念佛相續すべきことを強調しているものである。

この四修法の實踐について、永觀は「往生拾因」の第一因「廣大善根」章において、

「福業稱念片時不懈修也六時禮敬四儀不背恭敬念佛爲宗不雜餘業修也終無退轉畢命爲期、長時念佛一行既具四修往生之業何事如之⁽⁴⁾」と述べ、さらにつづいて

「爲散亂人觀法難成大聖悲憐勸稱名行稱名易故相續自念晝夜不休豈

非無間乎、又不簡身淨不淨不論專心不專稱名不絕必得往生⁽⁵⁾」と論じている永觀の立場を繼承していることも自明であろう。

つぎに、「別時修」とは、

「隨時處或多時或小時或復要期定限而修行之應知前長時以不退爲意趣、又數起業成決定故、此別時者以勝進爲宗旨、又容預者爲厲行業也⁽⁶⁾」

とあつて、日々の行法が常に勇進することができないために特別の時間限を限つて不斷に修することと、道心を策勵して長時不退を助成するものである。その行業法として、七日間の期限を示して、

「此業唯依定門而行此中先明稱念之法、導和尚云覺想中見故云想見、若得定心三昧及口稱三昧者心眼卽開見彼淨土一切莊嚴、說無窮盡、又云心口稱念更無雜想念念注心聲聲相續心眼卽開得見彼佛、又云如文殊般若云明一行三昧唯勸獨處空閑捨諸亂意、係心一佛不勸相貌專稱名字、卽於念中得見彼阿彌陀佛及一切佛等⁽⁷⁾」

と述べ、定心念佛による「定心三昧」、「口稱三昧」、「觀佛三昧」が成就することを可能としているところより考へると、珍海も別時の行業も重要視していたであろう。

またその行法の期限も七日間に限つたものでなく、長短についてでは各々の能力に従つて行けばよいとしている。要するに別時の行法は「長時修」を助長するための法としてとり擧げていると考へる。

さて、珍海は稱名を往生の正業とし、その修行の相として「長時修」でなくてはならないことを強調しているが、稱名することによつていかなる利益・功德があらうかについて所謂、名號觀について述べている。すなわち、

「迦才云常念佛名有三種益、一觀不生消滅業障、二善根增長種見佛因、三熏習熟利臨終正念⁽⁸⁾」

である。迦才の「淨土論」には、常に阿彌陀佛の名號を稱ることによつて、一、業障消滅、二、善根增長、見佛因縁、三、臨終正念の利益があることを論じ、つづいて、

「要決云諸佛願行成此果名、但能念號具包衆德故成大善」⁽⁵⁰⁾

と、窺基の「西方要決釋疑通規」によつて、名號の衆徳を論證してい
る。このように名號に衆徳を具する故、稱名するところに種々の利益
があるとする珍海の名號觀は、永觀の名號觀を受けていると考へられ
てくる。永觀は「往生拾因」の第一因「廣大善根」章において、彌陀

の名號には佛の因行果徳十方諸佛の功德、あるいは無量不可思議の功
徳がそなわつており、念佛するところに、廣大無盡の善根を成すると
述べている名號觀である。⁽⁵¹⁾ このような永觀の名號觀はすでに源信の思
想に求めることができる。すなわち、それは、源信の「念佛略記」⁽⁵²⁾、「觀
心略要集」⁽⁵³⁾、「正修觀記」⁽⁵⁴⁾、「往生要集」⁽⁵⁵⁾などの論著を見出されるものであ
る。このように珍海の名號觀は、源信、永觀の思想を繼承し、稱名利
益論を展開していると理解される。その例證として、珍海の「菩提心
集」卷上に、

「阿彌陀佛の名を念ずべし。此名に無量無邊の功德を攝めたり。これ
をいへば、すなはち無量の功德よばれてわが身に來り集る。その時無
始よりこのかた煩惱惡業逃去りぬ。たどへば善き藥ある處には惡鬼
のにげざることし、又彼佛よばれてわが前に來りたまふと觀ずべし。
又かの佛の光明無量壽命無量にましますことを聲につけて觀ぜよ」⁽⁵⁶⁾

といつていることによつても明らかとなつてくるものである。

「修因決定」章の最後の節において、稱名の十念に關して論じてい
る。すなわち、

「問經中何故言一念又言十念耶何以言乃至耶」⁽⁵⁷⁾

と「十念」「一念」「乃至」の問い合わせをして、先ず「十念」と「一念」について、

「答云不同今且可云若是、一念但能爲因而未定業若具十念乃成定業」⁽⁵⁸⁾
と答えて、一念は因となるが定業とはならず十念を具することによつ
て、十念が定業を成すとしている。つづいて、

「言乃至者爲顯一念是最極也。十念亦爾。又一義云爲顯積集衆多念力能
辨大事故言十念爲顯稱念分位短、故說爲一念而實無異」⁽⁵⁹⁾

とあって、十念の數に限定したものであると考へられる。

この十念についてその數を知る方法論として永觀の「往生拾因」の第
十四「隨順本願章」に引文している曇鸞の「往生論註」所說の方法（必須
口受不得題之筆點）と、さらに永觀から教示を受けた「有人の指を折つ
て數える方法」、「釋淨土群疑論」に「觀經」下輩を引文した「念佛十
聲法」などは十稱をもつて十念とする「十聲十念說」、「請觀音經」
所說の十息をもつて十念とする「十息十念說」、「發覺淨心經」所說
の「慈等の十念說」の諸說をあげ、これを「反覆審定」の説としてい
る。⁽⁶⁰⁾ つづいて迦才の「淨土論」所說の「觀經」の臨終十念、「無量壽經」
の十念は現在、命終を簡別せずとし、また十念に「相似の十念」と「真
實の十念」に分け、臨終の十念は成就し難いとし、成就すれば往生を
得としている。さらにもた道綽の「安樂集」所說の「十念成就」「相
續十念」「十念相續」の釋を引用して、

「准此文意、雖一分位連聲稱名具足十聲若於此間餘緣散亂其心不重
者業道即不成非真十念但是相似之十念耳」⁽⁶¹⁾

とあつて、十念を「相似の十念」と「眞實の十念」に分けている。すなわ
ち、十念の稱名念佛は、他事を縁ぜず、心が散亂しない眞實の十念に
よつてはじめて業道成就するとし、散亂心の相似の十念は業道を成就

できないとするものであつて、眞實の十念は「至心」「定心」の念佛であり、相似の十念は「散心」の念佛と理解できようか。

かくして前述したように、珍海は十念定生説を立場としていることが明らかとなつたが、つぎに「現生の十念」と「臨終の十念」についての勝劣論を開いて注目したい。すなわち

「以火急猛烈勇決言之臨終應勝、若以安穩寂靜明了言之現生是勝義
左右故不可偏定」⁽⁶⁾

と述べて、「現生の十念」も「臨終の十念」も一長一短があるので勝劣を偏向的につけがたいとする立場である。しかし珍海は、

「十地論云經說不後心死必生善處、鸞師淨土論注云臨終十念者依止無後心無間心生是名決定⁽⁵⁾、准文意現生十念更有後心造惡業故不成往生決定業也」⁽⁶⁾

といふ、「十地經」や、曇鸞の「往生論註」の所説にもどづいて、「臨終の十念」は「無後心」「無間心」に依止して生ずるから決定の業となるが、後心ある「現生の十念」は惡業を造る可能性があるので、往生決定の業を成就し得ないという疑點をあげて、

「今謂現生十念若得成就已成定業設於後時更作惡業即此惡業不成定業、以善惡業互相妨故是故應言現生十念雖有後心若得成就亦爲定業⁽⁵⁾」⁽⁶⁾とし、「現生の十念」が成就することを得たならば定業を成就し、もし

後時にさらに惡業をなすも惡業は定業を成就せざりし、よつて「現生の十念」は後心ありといえども、もし成就することを得たならば、また定業となるし「現生の十念」がよく決定業となるとしている。つづいて、「現生の十念」がよく決定の業となるとする自⁽⁷⁾の立場を示さん

がために諸經論によつて論證している。すなわち、

「雙卷經云憂力堅強時努力自求之、盛年力堪堪爲念佛當其時問數修之也」

「大莊嚴論偈云、

「云迦才云衆生報盡之時惡業怨家衆苦競集十念極難成就云、准此等文、但可現生之時精勸修習、不可徒然以期臨終、要決云、上盡現生一形下至臨終十念但能決定皆得往生⁽⁸⁾」已、此意卽明盡形爲上臨終爲下、

准知現生十念應爲稍勝、又不可言現生十念非決定業以本願中不簡別故、故知現生十念亦作決定業⁽⁹⁾」

と述べて、臨終時の十念には衆苦が集つてくるので十念が成就し難いとし、現生（平生）の力強きとき十念念佛を精勸修習すべきであつて徒然とし臨終を期すべきではないと諒めていて「現生の十念」が「臨終の十念」より勝れてゐるとしている。かかる立場より考えられることは「現生の十念」は決定の業を成就し得ないとする説に反論し、否定していると理解することができ、さらに本願の中にも臨終、現生について簡別されていない故「現生の十念」がよく決定の業となると結論を出している。かくして珍海の本意とするところは、「以尋常修習力故臨終決定正念現前、何但期於終焉之一決還空過于眼前之百年西方行者慎勿尙向後」⁽¹⁰⁾

と結んで、念佛行に精進すべきことを強調しているものである。

以上述べてきたように、珍海は十念論において「現生の十念」を重視しているが、源信、永觀にあつては「臨終の十念」に重點をおいて論ぜられていることを考えるとき、珍海の十念論は日本淨土教思想史上

において特色あるものとしなければならない。

六

以上、「決定往生集」の第五「修因決定」章を中心素材として論をすすめてきたが、最後に善導教學、ことに「往生禮讚」との關係について述べておきたいと思う。なぜならば、珍海は、永觀の「往生捨因」にみられなかつた善導の「往生禮讚」深心釋へ注目しているからである。すなわち、第三「昇道決定」章に、

「導和尚禮讚云問今以欲勸人往生者未知、若爲安心起行作業定得往生彼國土也、答必欲往生彼國土者如觀經說者具三心必得往生_{乃至}信知

身是具足煩惱凡夫善根薄少流轉三界不出火宅今信知彌陀本弘誓願及稱名號下至十聲一聲等定得往生乃至一念無有疑心故名深心_{云既言具足煩惱凡夫直是常沒世俗凡夫得往生也一中略雖是極下賤薄之人而依佛力乃得往生_云}⁽¹⁷⁾

とあつて、善導の「往生禮讚」の安心・起行・作業の内、ことに安心を説く「觀經」の三心中、深心釋の部分のみをすべて引用していることである。このことは珍海の注目が「往生禮讚」の深心釋にあることはいうまでもない。周知のように「往生禮讚」の深心釋は、現実の衆生は三界を流轉し、火宅を出ることのできない煩惱具足の凡夫として理解し、かかる凡夫の救われる道として阿彌陀佛の第十八願の念佛を信すべきことを説いているのである。この「往生禮讚」の深心釋は「散善義」に説く、

「⁽¹⁸⁾者決定深信自身現是罪惡生死凡夫曠劫已來常沒常流轉無有出離

之緣、二者決定深信彼阿彌陀佛四十八願攝受衆生無疑無慮乘彼願力定得往生」⁽¹⁹⁾

といふ深心釋と同一の立場にあるものであるから、珍海は「散善義」に説く信機釋への注目はみられないが、上述の「往生禮讚」深心釋を引いて人間觀（罪惡意識）の深化を痛感して、衆生の現實相を常沒世俗の凡夫、極下賤薄の人と理解し、かかる上に阿彌陀佛の力を縁とする人間の現實相の自覺の立場よりして「決定往生」の意を論述したものである。

七

以上、要するに珍海は第五「修因決定」章において決定往生の修因として、先ず菩提心正因說を論證し、その菩提心においては易行化の傾向がみられ、菩提心を業主とする隨縁所起の正業として、善導の「觀經疏散善義」の「就行立信」、「正離二行」によつて稱名正定業を第二十願とし、諸行を認承认し、念佛の修行相にあつては長時修を強調している。さらに稱名の十念論について、かれは十念定生說を主張するとともに、臨終の十念より現生の十念が勝れている立場をとつてゐる。これらのことと總合して考えると、かれには永觀の淨土教思想に比して特色ある思想形態が窺わるのである。なお「決定往生集」の種々の問題が提起されてくるが、それらについては他日の課題としていづれ詳論することにしたい。

以上

註

① 珍海の傳歷については拙稿「永觀・珍海の淨土教研究序説」参照、
教大學生研究紀要第四十六號所收。

(2) 「決定往生集」卷上、淨全十五卷、四七四頁。

同右。

(31) 「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九九頁。
同右。

(32) 「往生講式」淨全十五卷、四六七頁～四六八頁。
「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四八八頁。
「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九〇頁。
同右。

(33) 「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九三頁。
迦才「淨土論」淨全六卷、六四一頁。
「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九三頁。
「往生要集」卷上本、「夫往生極樂之教行、濁世末代之目足也、……」
窺基「西方要決釋通規」淨全六卷、六〇〇頁。

一部である)

(53) 「往生拾因」淨全十五卷、三七二頁。

(54) 舜昌が述懐鈔に源信の「念佛略記」を引用している（續淨四卷、一〇六頁）。

(55) 惠心僧都全集二卷、一五七頁および一八〇頁。

(56) 「往生要集」卷中末、淨全十五卷、一一五頁。

(57) 「菩提心集」卷上、淨全十五卷、五〇七頁。

(58) 「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九三頁。

(59) 「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九三頁。

(60) 「往生拾因」淨全十五卷、三九一頁。

(61) 「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九四頁。

(62) 同右。

(63) 「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九四頁。

(64) 「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九四頁。

(65) 「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九四頁。

(66) 「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九四頁。

(67) 「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九四頁。

(68) 「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九四頁。

(69) 「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九四頁。

(70) 「決定往生集」卷下、淨全十五卷、四九四頁。

(71) 「往生要集」卷下未、淨全十五卷、一四三頁。

(72) 「往生拾因」淨全十五卷、三九二頁。

(73) 「決定往生集」卷上、淨全十五卷、四八三頁。

(74) 「決定往生集」卷上、淨全十五卷、三五三頁。

(75) 善導「往生禮讚」淨全四卷、三五三頁。

(76) 善導「觀經疏」散善義淨全二卷、五六頁。

(77) 普賢覺壽氏は「日本淨土教思想史研究」第四章法然淨土教の成立背景、第三節「珍海の淨土教的立場」のなかで珍海の淨土教思想を詳論されていふ。

(本稿は昭和四十七・八年度佛教大學學會研究助成金による研究成果の